## 遠洋航海中の実習生の投票機会の確保を求める意見書

我が国最大の水産食料供給基地である北海道においては、本道の漁業・水産業を担う 後継者を育成するため、水産学科を有する高等学校を道内に複数設置し、年間計画に基 づいて、漁業や海洋、船舶の運航などに関する教育活動を展開している。とりわけ、遠 洋航海実習については、船長や航海士らの船員とともに実習船に乗船し1カ月以上の期 間に及ぶ航海等を通じて、経営者または技術者としての必要な知識と技術を習得する機 会になり、さらに、将来の資格取得の際の基礎要件を満たすことにもなるなど、極めて 重要な教育活動に位置づけられている。

そうした中で、先に改正された公職選挙法は、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳 以上」に引き下げることにより、少子高齢化、人口減少社会を迎えている日本において、 未来の日本のあり方を決める政治に関与すべき若者の範囲を拡大し、より早く選挙権を 持つことで社会の担い手であるという意識を向上させるため、平成28年6月19日に施行 されたものの、この7月10日に執行される参議院議員通常選挙においては、遠洋航海で 実習中の生徒について、選挙人名簿に登録されながらも公職選挙法第49条第7項に定め る不在者投票を行使できないことが明らかとなった。

このため、こうした実習生についても、船員と同様に投票の機会が保障され、より多 くの若者が政治に参加することができるよう、速やかに必要な制度改正を行うことを強 く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 H

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 外 務 大 臣 各通 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水產大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

北海道議会議長 遠 藤 連